

専任を要する主任技術者の兼務届出書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

住所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

記

主任技術者氏名			
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任 非専任	※どちらかに○をつける
	工事名		
	工事場所		
	請負予定金額		
	工事期間	年 月 日～	年 月 日
	現場代理人予定者	※現時点の予定者	
	発注者、工事担当課所	※公告等に記載してあるもの	
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任 非専任	※どちらかに○をつける
	工事名		
	工事場所		
	請負代金額		
	工事期間	年 月 日～	年 月 日
	現場代理人		
	発注者、工事担当課所		
兼務要件	「密接な関係」の根拠		
	工事現場	☐ 同一現場の工事 ☐ いずれの現場も越谷市内 ☐ 現場が10km以内 ☐ 現場間が10kmを超えるが「監理技術者制度運用マニュアル」の要件を満たす	
兼務場所 と)		距離 . km	縮尺 1 : ●●●● (縮尺を記入すること)

【発注者チェック欄】

①かつ②の確認、③④⑤又は⑥の確認

①

☐ 一体性若しくは連続性が認められる ② ☐ 工事現場の相互の距離が10km以内
☐ 相互に調整を要する ③ ☐ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている

④ ☐ 主任技術者の資格要件 ⑤ ☐ 工事实績情報システム（CORINS）登録状況

⑥ ☐ 監理技術者制度運用マニュアルの要件を満たす（現場間が10kmを超える場合）

確認年月日	年 月 日	確認欄	課長	主幹	担当者
-------	-------------	-----	----	----	-----

○注意事項

(1)本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。

(2)本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」又は「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。

なお、既に本市発注工事に非専任の主任技術者を配置している場合で、新たに配置する工事が本市発注工事以外の場合は、その技術者が専任の場合であっても、この届出書を本市に提出する必要はありません。

(3)既に配置している技術者が専任の場合は、その工事の発注課に、兼務することについて内諾を得てください。

(4)兼務要件の「「密接な関係」の根拠欄」には、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」であること、又は「施工に当たり相互に調整を要する工事」等であることの根拠を簡潔に記入してください。また、必要に応じて、拳証資料等（契約書や仕様書の写し等）を本届出書と併せて提出してください。

○「「密接な関係」の根拠欄」の記入例

- ・同一現場の工事であるため
- ・同一路線内の工事であるため
- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するため
- ・資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するため
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者（株〇〇建設）で施工し、相互に工程調整を要するため
- ・同時に交通規制を行う必要があり、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるため
- ・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するため

等

(5)「工事現場」欄は、

- ・施工場所が同一である場合は「同一現場の工事」
- ・施工場所は別であるが、いずれの現場も越谷市内の場合は「いずれの現場も越谷市内」
- ・いずれかの工事の施工場所が市外の場合は「現場が10km以内」又は「現場間が10kmを超えるが「監理技術者制度運用マニュアル」の要件を満たす」のいずれかにチェックを付けてください。

※「現場間が10kmを超えるが「監理技術者制度運用マニュアル」の要件を満たす」の場合、人員の配置を示す計画書を合わせてご提出ください。

(6)「兼務場所」欄は、「工事現場欄」で「現場が10km以内」（いずれかの工事現場が越谷市外の場合）及び「現場間が10kmを超えるが「監理技術者制度運用マニュアル」の要件を満たす」にチェックを付けた場合に、地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記してください。別紙でも可。

なお、「同一現場の工事」や「いずれの現場も越谷市内」にチェックを付けた場合は、地図の貼付や記入等は不要です。

(7)同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限りします。

(8)現場間が 10km を超える場合、「監理技術者制度運用マニュアル」の専任特例 1 号の要件（下記①～⑦）を、本体工事及び兼務する工事の両方で満たす必要があります。

下記要件をすべて満たす工事等について 2 件までとする

①各建設工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。

※公告文等で兼務を認めない旨を明示している案件は除く。

②工事現場間の距離が、一日の勤務時間に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

③当該建設工事の下請次数が 3 を超えていないこと。

④監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置くこと。

※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を置くこと。

⑤当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

⑥当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。

⑦監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

※専任を要しない工事現場との兼務も可能ですが、専任を要しない工事現場についても②～⑦の要件を満たす必要があります。

詳細については「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認ください。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html